

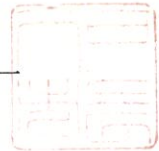


## 産業廃棄物収集運搬業許可証

青森県八戸市城下一丁目1番9号  
八戸通運株式会社  
代表取締役 角田 徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

八戸市長 熊谷 雄一



許可の年月日 令和6年2月19日  
許可の有効年月日 令和11年2月14日

### 1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）				
燃え殻		◎	動物系固形不要物	×
汚泥		◎	ゴムくず	×
廃油		○	金属くず	◎
廃酸		○	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	◎
廃アルカリ		○	鉱さい	○
廃プラスチック類		◎	がれき類	○
紙くず		○	家畜ふん尿	×
木くず		○	家畜の死体	×
繊維くず		○	ばいじん	◎
動植物性残さ		×	政令第2条第13号廃棄物	×
上記のうち				
自動車等破砕物であるもの		○	水銀使用製品産業廃棄物であるもの	◎
石綿含有産業廃棄物であるもの		×	水銀含有ばいじん等であるもの	※1 ◎
備考 ※1 積替え又は保管は「燃え殻」、「汚泥」に限る。				

○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	産業廃棄物の種類	面積	保管上限	高さ
青森県八戸市築港街第一ふ頭1番15	燃え殻 ばいじん	3,764㎡	8,058 t	適用なし
青森県八戸市大字長苗代字下亀子谷地27番1	燃え殻 汚泥 廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（燃え殻 汚泥に限る。）であるものを含む。）	21.11㎡	7.875 t	適用なし

### 3. 許可の条件

無し

### 4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成6年2月12日 更新許可
- 平成11年2月15日 更新許可
- 平成11年7月8日 変更許可
- 平成13年7月31日 変更許可
- 平成16年2月15日 更新許可
- 平成18年5月8日 変更許可
- 平成21年2月27日 更新許可

(裏面)

平成23年12月2日	変更許可
平成25年7月10日	変更許可
平成26年3月3日	更新許可
平成26年7月15日	変更許可
平成30年4月26日	変更許可
令和元年5月22日	更新許可
令和2年6月24日	変更許可
令和6年2月19日	更新許可
令和6年6月28日	書換え(代表者)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)